

事務連絡  
令和8年3月31日

各 都道府県 障害保健福祉 担当課 御中  
指定都市 老人保健福祉

厚生労働省障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

障害者控除の適用対象となる高齢者の認定に係る事務の実施例に  
ついて（周知）

障害者控除の適用対象となる高齢者の認定に係る事務に当たっては、平成14年8月1日付け事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（以下「平成14年事務連絡」という。）において示しているところです。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「障害者控除の適用対象となる障害者の認定（地方税法施行令7条7号、7条の15の7第6号、46条及び48条の7第2項並びに所得税法施行令10条1項7号及び2項6号）については、市区町村における円滑な判断に資するよう、参考となる事例を整理し、市区町村に令和7年度中に通知する。」とされたことを踏まえ、各市区町村における同事務の実施に係る実例について調査を実施したことから、その結果について、平成14年事務連絡で示した内容に対する補足的位置付けとして、下記のとおり周知しますので、各市区町村における同事務の円滑化及び効率化に役立てられますようよろしくお願いいたします。また、各都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対し、本事務連絡の内容について周知いただくようお願いします。

なお、本事務連絡については、国税庁課税部個人課税課及び総務省自治税務局市町村税課と協議済みである旨申し添えます。

## 記

### 1. 留意事項

#### (1) 本事務連絡における「高齢者に関する障害者控除対象者認定事務」の定義について

- 本事務連絡において、障害者控除の適用対象となる高齢者の認定に係る事務（以下「高齢者に関する障害者控除対象者認定事務」という。）とは、個別確認（医師の診断や職員による調査等）等により障害者控除対象者に該当するか否かに係る認定を行う事務や、対象者として認定された場合の認定書の発行に係る事務を指すこととし、所得税・地方税の控除手続に係る事務は含まないこととする。

#### (2) 平成14年事務連絡との関係等について

- 高齢者に関する障害者控除対象者認定事務に関しては、前掲平成14年事務連絡において詳細を示しており、例えば、市町村長による具体的な認定方法については、
  - ・ 具体的な認定については、市町村長の事務とされているが、公平を欠くこととならないように行われる必要があること
  - ・ 障害の程度が同程度である者については、同じ税制上の障害者控除の取扱いとすることが公平と考えられること（高齢者間（障害者手帳を有している者と有していない者）の取扱いや、高齢者と若年者の間の取扱いについて、著しい不公平が生じないよう認定を行うことが必要と考えられること）

また、具体的な認定方法の例としては、

- ・ 申請者の障害の程度や寝たきりであることについては、医師の診断や職員による調査等により、個別に確認することが考えられること。また、市町村が有している申請者の情報（要介護認定に係る情報等）により、申請者の障害の程度や寝たきりであることが確認できる場合には、これを参考にすることも考えられること
- 等を示しているところである。
- 本事務連絡については、各市区町村における高齢者に関する障害者控除

対象者認定事務の円滑化及び効率化に資するよう、平成 14 年事務連絡で示している内容に対し、補足的に、各市区町村における具体的な事務の実施例として参考となり得る事例を一例として周知するものであり、具体的な同事務の実施に当たっては、引き続き、平成 14 年事務連絡の趣旨を十分に踏まえ、各市区町村において適切に実施いただくようお願いするとともに、今回の周知に当たって実施した調査は、網羅的に各市区町村に対して行ったものではなく、回答対象期間において回答のあった市区町村の回答内容について取りまとめたものである点に留意願いたい。

## 2. 高齢者に関する障害者控除対象者認定事務の実施例

○ 以下、調査において得られた主な回答例について記載しているため、参考とされたい。

なお、記載順については、概ね、回答数の多いものから順に記載しているが、(4) - 1・2、(6) については、該当する回答数が少なかったことから、順不同としている。

(1) 高齢者に関する障害者控除対象者認定事務を行っている担当部署（複数該当がある場合は、具体的な事務の分担）

(回答例)

- ・ 介護保険担当部署
- ・ 障害福祉担当部署
- ・ その他（申請受付及び認定書の発行は障害福祉担当部署、要介護認定に係る情報確認は介護保険担当部署等）

(2) 高齢者に関する障害者控除対象者認定事務の具体的な実施方法

(回答例)

- ・ 市民からの申請に基づき、要介護認定に係る情報のみに基づき、一定の基準に該当する者に対して認定 (①)
- ・ 市民からの申請に基づき、個別確認（医師の診断や職員による調査等）に加え、要介護認定に係る情報を参考に認定 (②)
- ・ 市民からの申請を要さず、要介護認定に係る情報のみに基づき、一定の基

準に該当する者に対して認定（③）

- ・ 自治体による個別確認のみにより認定（④）
- ・ その他（⑤）

（要介護認定に関する情報を元に認定しつつ、要介護認定を受けていない者の場合でも、個別確認により、対象者として認定）

（3） （2）において、市民からの申請に基づき、要介護認定に係る情報を確認している場合（①・②の場合）、その確認方法

（回答例）

- ・ 介護保険に関するシステムによる確認
- ・ 紙媒体や Excel 等による確認

（4） （2）において個別確認を実施している場合（②・④の場合）

（4）－1 個別確認の実施方法

（回答例）

- ・ 医師の診断書・意見書の確認
- ・ 自治体職員・業務委託先・民生委員等による訪問調査の実施
- ・ 申請者の来庁の際や、電話による本人・親族への聞き取り調査の実施

（4）－2 個別確認における具体的な障害者控除対象者の判定方法

（回答例）

- ・ 要介護認定区分や、要介護認定の際の医師の意見書・職員等の訪問調査における障害高齢者・認知症高齢者の日常生活自立度が各市区町村において定める一定基準以上であることにより認定
- ・ 実態調査や聞き取り調査、医師の診断書により、寝たきりであることが確認できた場合等に認定

（5） （2）において申請に基づき認定を行っている場合（①・②の場合）

（5）－1 申請の受付方法

（回答例）

- ・ 来庁による申請

- ・ 郵送による申請
- ・ 自治体独自のオンライン申請システムによる申請

(5) — 2 認定書の受取方法

(回答例)

- ・ 郵送による受取
- ・ 来庁による受取
- ・ 自治体独自のオンライン申請システムによる申請の場合、電子送付

(6) (2)において、市民からの申請を要さず、かつ、個別確認を実施せず、要介護認定に係る情報のみに基づき認定を行っている場合 (③の場合)

(6) — 1 具体的な障害者控除対象者の判定方法

(回答例)

- ・ 要介護認定区分や、要介護認定の際の医師の意見書・職員等の訪問調査における障害高齢者・認知症高齢者の日常生活自立度が各市区町村において定める一定基準以上であることにより認定

(6) — 2 要介護認定を受けていない者についての、障害者控除対象者に係る取り扱い

(回答例)

- ・ 一律に障害者控除対象者の対象外として取り扱う。
- ・ 原則は障害者控除対象者の対象外として取り扱うが、要介護認定を受けていない者でも医師の診断書・職員による訪問調査等の個別確認により寝たきり状態であること等が確認できた場合には、対象者として認定を行う。
- ・ 自治体の紙おむつ購入費助成の交付決定に該当がある者については認定を行う。

以上